

## 岩倉市地域包括支援センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携並びに生活の安定のために必要な援助及び、支援を包括的に行う機関として、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第115条の4第1項の規定により設置する岩倉市地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の運営事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。ただし、事業の運営は社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の高齢者、その家族等とする。

(事業内容)

第4条 包括支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要なサービスその他の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。
- (2) 高齢者の心身の状況、居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整並びにその他高齢者の保健・福祉の向上及び医療との連携を図るための総合的な支援を行うこと。
- (3) 高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための施策等、高齢者の権利擁護のために必要な援助を行うこと。
- (4) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による介護支援専門員への居宅サービス計画作成指導及び検証、介護支援専門員同士のネットワーク構築やサービス担当者会議の開催支援等、個々の介護支援専門員が連携をとりながら高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行うこと。
- (5) 法第8条の2第16項の規定による介護予防支援事業を行うこと。なお、この場合における対象者は、前条の規定にかかわらず、法第7条第4項の規定による要支援者とする。

(職員の配置等)

第5条 この事業を行うため、あらかじめ包括支援センターの管理責任者を定めるとともに、次に掲げる職種の職員を配置するものとする。

- (1) 保健師又は地域ケア若しくは地域保健分野において経験を有する看護師（准看護師を除く。以下「保健師等」という。）
- (2) 社会福祉士又は福祉事務所等の高齢者福祉現業員の業務経験が5年以上若しくは介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者（以下「社会福祉士等」という。）
- (3) 実務経験を有する介護支援専門員のうち、ケアマネジメントリーダー研修修了者で、ケアマネジメントリーダー実務（相談、地域の介護支援専門員への支援等）に従事しているもの（以下「主任ケアマネジャー等」という。）

2 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる事業のうち、同条第1号及び第5号については保健師等、同条第2号及び第3号については社会福祉士等、同条第4号については、主任ケアマネジャー等が主として担当することとする。ただし、いずれの事業についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が相互に連携し、協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や事業の実施体制に配慮するものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域の様々な関係者と連携を図り、情報の共有化、事例の分析を行う等のネットワーク形成に努めるものとする。
- (3) 法第115条の4第8項の規定により、包括支援センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、予め本人から個人情報を利用する旨の同意を得ておくものとする。

（公正・中立性の確保）

第6条 包括支援センターは、本事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

（包括支援センター事業運営に関する協議）

第7条 包括支援センター事業の運営方針及び事業評価等については、岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会で協議する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。